

総務常任委員会記録

令和元年6月24日（月）於 第1委員会室
開会 午前10時00分
散会 午前11時39分

○出席委員（7名）

5番 福士文敏委員 12番 尾崎寿一委員 17番 鶴ヶ谷慶市委員
21番 三上秋雄委員 22番 佐藤哲委員 23番 越明男委員
24番 工藤光志委員

○出席理事者（11名）

財務部長 須郷雅憲	資産税課長 石田剛
相馬総合支所長 田中稔	収納課長 西沢宏智
財政課長 岩崎文彦	市民税課長 白取靖夫
管財課長 工藤浩	総務部長 赤石仁
契約課長 黒沼立真	市民生活部理事 加藤裕敏
土木課長補佐 工藤昭仁	

○出席事務局職員（2名）

局長 高橋晋二 書記 成田敏教

【午前10時00分 開会】

○委員長（工藤光志委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案4件及び請願1件であります。

議案第8号 弘前市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） まず、議案第8号弘前市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（須郷雅憲） 議案第8号弘前市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

提案理由でございますが、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、相馬地区における固定資産税の課税免除の特別措置の要件である設備の設置の期限を延長するため、所要の改正をし

ようとするものであります。

改正の内容といたしましては、地方交付税における課税免除等に対する減収補填措置が適用される設備の設置期限が2年延長されましたので、本条例第2条の「平成31年3月31日まで」を「令和3年3月31日まで」に改めるものであります。

最後に、附則でございますが、この条例の施行期日を公布の日と定めるものであります。

説明は以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） 最初、トータル的に何点か伺いたい点を述べます。

まず最初に、過疎地域の自立に関するこの措置法、この委員会でもこれまで何度か議論にもなった記憶がちょっとよぎるのですけれども、我がほうの市の場合は、相馬地区がそのまま対象だと。これ全体として、過疎地域自立促進法というのは今、延長になったというふうなお話があったのですが、全体としてはこれまだ続くのですか。どういう見通しを持っていますか。というのは、市民の皆さんの中からは、弘前市と合併してそこそこの人口の都市になったにもかかわらず、過疎地域自立促進法が相馬地区に当てはまるというか、対象になるというのはどうということだんだべという声があるものですから、そこをまずトータル的な形で一つ伺っておきますね。見通し、これからの見通しの問題も含めて、一つ。

それから、具体的に、いただいた資料では、特別措置の課税免除の要件になる部分の条件が列挙された部分が、①、②、③、④というふうに書かれてあるのですけれども、僕が言いたいのは、過去の実績のところを少し確認しておきたいと思うのですよ。いただいた資料によると、12から14年度1社、それから28から30年度1社と。このそれぞれの会社まで、ちょっと御披瀝願えればそれにこしたことは、わかりやすく一番いいのですけれども、2社というのはどこのか。この対象になった会社の、いわゆる免除になった、すなわち減収になった部分というのはそれぞれの会社で幾らなのかと。これ、大きく二つ目。

最後、ごごわがね、ごごわがねだけでなく、最後に3点目。いただいた資料によると、減収分の補填措置の部分として、減収分は発生すると。これは、おらほうから見ると税金として入ってこないと、これはわかる、私もわかる。ところが、それはその後、地方交付税で一部補填ありと。これわがね、ごごわがね。ここがどうも理解できない。わざわざ減収分の制度として減収分をやっているながら、やがて地方交付税で一部補填される。一部というのはこれ補填率75%とあるから、相当な補填率になるのだけれども、ただ国の財政需要からいって、本当に確信を持っていいかどうかという部分もちょっとあるのだけれども、とりあえず減収分を措置するのだけれども、やがてまた、その一部補填で交付税から来ると。ここの制度的なところ。三つ伺っておきます。

○資産税課長（石田 剛） 質問のありました3点についてお答えします。

一つ目の、相馬の過疎地域について、まだこれから先も続いていくのか。合併して8年、9年とたつのに、まだ続いていくのかということについてですけれども、この法律については、平成12年にこの合併の法律が、国のほうの法律ができて、その後、当初5年間という見込みでスタートしました、時限立法的に。それがその後、2年、1年というサイクルで、短いサイクルで延長というのを繰り返してしまっていて、今回でトータル8回目の期間延長になります。こういう細かい刻みで延長をかけているということは、多分、国の中でも長期間、一気に延ばすことを、合併に伴って地域の力が、合併された大きい市町村に含まれることによって、よくなっているというの見込めないから、5年とか10年とかと延長をかけるのではなくて、2年

とか1年のサイクルで延ばすことによって、その間に判断していくということもあると思うので、これから先、続いていくかどうかということについては、今回の延長については、2年間の期間延長で、一応、附則の中で、国のほうの附則の中で2年間が終わったらこの法律は廃止するという規定まで一応設けられていますので、今回も一応2年という刻みでもって終わるといふふうに今の時点では考えております。ただ、時期が来ればまたひょっとしたら延びる可能性もあるかもしれません、というところです。

それで、2点目に御質問がありました、実績の2社はどこかというところなのですが、具体的に2社の名前はちょっとお教えはできないのですが、2社については、この資料にあるとおり、平成12年度から14年度まで、18年度から30年度までという2回に分けて行われておまして、免除した額としましては、1社目のほう、平成12年度から14年度までのほうについては、免除額が3年間トータルで114万7800円、2社目の免除額としては、3年合計で416万9700円というのが免除されております。それで、その中の基本税率の1.4%から計算すると75%分が国から入ってきているので、市の実質的な分については25%ということになります。ただ、弘前市の場合は標準税率が1.4%ではなくて1.6%に設定しているもので、実質的に国のほうから補填される分については、若干少なくなると、パーセンテージ的には少なくなるということになります。

補填を国の制度でやっているにもかかわらず、75%しか国のほうで面倒を見てくれないという点に関しては、確かにそういう形でも市としても考えますけれども、法律自体をつくるときにここの部分については、必要とする地域を持っている市町村については、各市町村で条例を定めて適用させなさいというところで、ある程度、市町村の自立性、自主性も加味した内容になっているもので、一応25%に相当する分の市費持ち出しというのはやむを得ないのかなというふうに考えております。

○23番(越 明男委員) 1点だけ、ごめんなさい。この2社の部分、そう言われるとまた知りたくなるのが、議会というか議員の資質的なところ。そうしますと、これ特別措置の要件等の①対象業種のところ、もしくは対象資産のところをちょっと見でらのですけれども、最初の1社、それから後段の1社のこれはあれですか、対象業種あるいは対象資産については回答していただけるのでしょうか。

○資産税課長(石田 剛) お尋ねの対象業種については、2社とも製造業になります。対象資産については、家屋と償却資産、増設した施設を含む償却資産が対象になっています。(「では、私はよろしいです」と呼ぶ者あり)

○委員長(工藤光志委員) ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(工藤光志委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(工藤光志委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(工藤光志委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

[理事者一部入れかえ]

議案第9号 弘前市督促手数料、延滞金等に関する条例等の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第9号弘前市督促手数料、延滞金等に関する条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（須郷雅憲） 議案第9号弘前市督促手数料、延滞金等に関する条例等の一部を改正する条例案について御説明いたします。

お手元に配付いたしました資料1をごらん願います。

提案理由であります。令和3年4月1日より公金収納窓口の拡充に伴い、督促手数料の徴収を廃止するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、改正の趣旨について御説明いたします。令和3年4月1日より、公金収納窓口として、ゆうちょ銀行を窓口収納により収納を取り扱う店舗へ指定することなどから、督促手数料の廃止に係る所要の改正をするものであります。

現状の督促手数料は、納期限後20日を経過した場合に70円の手数料を徴収することとなり、当初納付書を使用して指定金融機関等で徴収する場合には、金融機関の窓口職員が督促手数料の70円を納付書へ加筆して徴収しております。一方、ゆうちょ銀行では、納付書に記載されている額面で徴収が行われ、コンビニエンスストアではバーコード読み取りによる徴収が行われるため、納付書への加筆ができないものであります。

このため、督促手数料を徴収するための納付書を改めて作成・送付の上、納付・納入していただく必要が生じ、再発送に係る費用の増加が見込まれるため、事務量や費用対効果を総合的に判断した結果、督促手数料を廃止しようとするものであります。なお、市税以外の歳入に係る督促手数料についても、市税と同様に廃止することとしたものであります。また、督促状の発送については、地方税法等で義務づけられていることから、これまでどおり行うものであります。

次に、資料1の裏面をごらんください。3の分担金、手数料などの税外収入に係る延滞金の計算方法等については、徴収すべき金額が10円からと少額であり、請求に係るコストが収入額を超えている状況であるため、計算方法や利率の適用を市税の例によることに改めるものであります。

続きまして、資料2、新旧対照表について御説明いたしますのでごらん願います。1ページから4ページにつきましては、弘前市督促手数料、延滞金等に関する条例の一部改正についてであります。

弘前市督促手数料、延滞金等に関する条例の題名を弘前市督促等に関する条例と改め、本則中の督促手数料に関する部分を削るほか、延滞金の徴収及び滞納処分については、市税の例によるものと改めるものであり、これにより生じた条項のずれを改正するものであります。また、附則第4項を削除して、新たに附則の第1項では、施行期日を令和3年4月1日とすることを、附則の第2項では、令和2年度以前の年度分の分担金、市税、保険料等に係る督促については、

なお従前の例によるものとする経過措置を設けたものでございます。

なお、附則につきましては、以下、同様の内容となっておりますので説明は省略させていただきます。

続きまして、5ページから6ページをごらんください。弘前市税条例の一部改正について御説明いたします。

弘前市税条例第2条第2号及び第119条第3項につきましては、督促手数料に関する部分を削り、督促手数料の額を定めた第15条を削除するものであります。

7ページの弘前市介護保険条例につきましても同様に、督促手数料の額を定めた第6条第3項を削除するものであります。

8ページの弘前市国民健康保険条例につきましても同様に、督促手数料の額を定めた第33条第3項を削除するものであります。

9ページの弘前市温泉事業条例につきましては、第20条ただし書き中の、督促手数料徴収の根拠となっております引用条例を弘前市督促等に関する条例に改めるものであります。

10ページから11ページにかけては、弘前市道路占用料徴収条例の改正についてでございます。督促手数料の額を定めた第5条第2項を削除するほか、道路法に規定されている延滞金利率の上限を定めたものであります。また、滞納処分については、地方税を市税の例によると改め、これにより生じた項のずれを改正するものであります。

12ページから13ページにかけての弘前市広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業施行条例につきましては、督促手数料の額を定めた第29条第1項を削除し、これにより生じた項のずれを改正するものであります。

最後に、14ページの弘前市後期高齢者医療に関する条例につきましては、督促手数料の額を定めた第5条第3項を削除するものであります。

説明は以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○17番（鶴ヶ谷慶市委員） 確認ですけれども、令和3年4月1日から公金収納窓口の拡充に伴いとありますが、この下のほうを見ると、ゆうちょ銀行を窓口収納により収納を取り扱う店舗に指定すると。逆にいえば、今まで指定されていなかったということで理解してよいですね。それで、またこの趣旨のところを見ると、今までは金融機関では督促手数料を納付書に何ぼと書いてやっているけれども、郵便局とかではそれがだめであったと。今度はそれがよくなるということで理解していいですね。

○収納課長（西沢宏智） 今現在は、当初の納付書では郵便局で納められないのですけれども、それが、今度は郵便局で納められるようにすると。それで、納期限を20日過ぎた場合には督促手数料がかかりますので、今現在は郵便局以外の金融機関の窓口では70円を加筆して徴収しているのです。それが、郵便局では加筆しないので、それを今度は、郵便局を参入させるためにほかの金融機関で書いてもらっている70円を全て廃止すると。統一して、郵便局も参入することになります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○23番（越 明男委員） 改正理由、提案理由のところには私は絞ります。基本的な部分と思われるので。

まず、関係条例が全部で8本でしたか、全部で8本ですね。これを束ねて庁内で処理してきたのは収納課、あるいは財務なのか、収納課でいいかどうか。そこら辺を一つ確認させてください。まだいっぱいしゃべりますので、まとめて。

それから、理念的にちょっとかちやくちゃねえ、理念的に、考え方の問題です。督促手数料はそれこそ何十年も何年もの間、70円でしたか、いただいてきたのでしょうか。これ、公金収納窓口の拡充に伴って廃止というのがわがね。ここはちゃんと、やっぱり理念的にはつきりさねばまね。拡充に伴ったら拡充に伴ったスタッフを派遣して、行政としてもコストをかけて督促手数料をいただいていいのではないかという考え方にもなるわけです。だって、何十年も70円もらってきたのでしょうか、督促手数料。

それで、今の説明だとコスト的に、拡充に伴ってコスト的に煩わしいという言い方なのだけれども、費用がかかるという説明じゃない、今の。これまでやってきたことと矛盾するではないですか、考え方の問題として。ここをきちんと整理しないとやっぱりまねんでないかと。それから、督促行為はやるのですね、督促行為はやるのですね。でも、70円の督促手数料はいただかないということなのでしょう。そうしたら、コスト的にはかかるではないですか。私、70円をもらわねばまねということでは言っているのではない。だから、そこはちょっと誤解のないように。

督促行為はやると。しかし、手数料は発生しないと。そうすると、そういう今の提案は市民にとっては市民サービスになるのだという理解でいいかどうか、理解できるかどうか。いや、単なる行政内の処理のことなのだと、何も市民サービス云々ではなくて、そこまで考えたのではなくて、行政内の処理だけ考えてそうしたのだということかどうか。そこもあわせて説明していただけないか。

それから、最後、督促手数料の徴収廃止に伴っての金額というのは、ちょっと余り言いにくい質問なのだけれども、これは雑入ですか、それぞれの税目の雑入に入るのですか、督促手数料。トータルで何ぼですか、トータルで。8本の分野別に聞くつもりはないからいいのだけれども、8本全部まとめたの件数、それから金額、これが4月からなくなる。いやしかし、財政厳しいと言っているながら、それはいい、回答もらってから場合によっては質問しますけれども、どのくらいの減額になるかちょっとあれですけども、そんなところ。

○収納課長（西沢宏智） まず、1点目ですね。収納課が取りまとめたのかということですけども、うちのほう、収納課で全庁集めて会議を開いて取りまとめました。

2番目に、督促料70円、今まで取ってきたのになぜ廃止なのかということですけども、督促手数料の、あとの4番目の金額のほうもありますので一緒にお答えしますけれども、平成29年度の督促手数料の決算額は約580万円です。それで、実際に、70円の督促手数料を取るために実際に今かかっている郵便代とか人件費とか郵便料、そのコストの合計が、今のままでいくとさらに1400万円ほどかかります。ということは、督促70円を取るために出せば出すほど赤字になると、それだけ費用がかかるということ。あとはなぜやめるのかということですけども、督促手数料を各金融機関で取らなくなることによってその事務量が大幅にアップします。委員お話しのとおり、人を配備すればいいのではないかということもありますけれども、それを、そうすればどこに配備するのか、金融機関に配備するわけにはいきませんので、要は収納課の職員が督促手数料がかかる人をピックアップしてそれぞれの人をもう一度そのための、再送付するための切符を手作業で作成して封筒詰めして送らなければいけないと。その作業たるもの、かなりふえます。結局、そのふえることによって、ふだんの滞納整理にかかる時間が割かれて収納率を落とすことにつながりかねない危険性があるということで、むしろこの580万円を取るよりは督促手数料を廃止して事務効率化をして、収納率向上に充てた方が十分歳入で賄うことができるかと私たちは考えておるところです。

それから、3番目の、市民サービスになるのか、なくすることが、ということですが、当然、督促手数料につきましては、これは納期限を過ぎた人にかかるものですので、これは市民サービスのために下げるといってはいけません。当然、納めない方に対する督促状が発生するので、その費用をその方に賄ってもらおうという趣旨のもので、市民サービスにはなりませんけれども、督促手数料というのは、本来、手数料を取るのが目的ではなくて、督促手数料を出すことによって納付の対象とか、あとは滞納処分をする根拠になるものですので、これは必ず法律で出さなければいけないものであるということと、その分のそうすれば公平性はどうか保つのかとなれば、別に延滞金というのがございます。これは制裁金でございますので、当然、滞納された方には延滞金をもって納めていただくと。それで税の公平性は保たれているというふうに考えております。

それで、手数料については、国もそうですし県もかけていない、全国の20の政令都市でもかけていない、県内では八戸市が28年4月にやめていると。全国的に督促手数料をやめていくというのがどんどんふえてきている状況の中であって、本市としても、その流れに乗って事務の効率化を図り、費用対効果も考えた上で、そのように判断して今回廃止したいということであります。

○23番（越 明男委員） 再質1点。先ほど、鶴ヶ谷委員からちょっとゆうちょ銀行の窓口収納支店の話、ちょっとあったのですけれども、ゆうちょ銀行が窓口収納の店舗に加わるということと今の督促手数料の徴収廃止は、これ結びつくのですか。それともそう大きい要素ではないということですか。全然、要素はないのですか、絡みはないのですか。そこ、1点だけ。

○収納課長（西沢宏智） 今まで郵便局を参入させられなかったのは、郵便局は額面徴収が基本で70円は加筆しないのです。それに対して、他の金融機関では70円を加筆して、うちのほうでお願いして取ってもらっている。そこで均衡がとれないがために、指定金融機関では郵便局を参入はさせられないということで今までゆうちょ銀行は入っていなかったということです。それを今回、郵便局を参入させるためにはほかの金融機関も70円を取るのを一斉に廃止すると、それによってこの督促手数料を取るための事務量なりコストが増大するというので今回廃止したいということになります。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入れかえ〕

議案第10号 弘前市役所駐車場条例の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第10号弘前市役所駐車場条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（須郷雅憲） 議案第10号弘前市役所駐車場条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由であります。市役所駐車場において喫煙を禁止するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容を御説明いたします。

健康増進法の改正により、多数の者が利用する施設のうち、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎は第一種施設として原則敷地内禁煙となるため、市役所本庁舎は令和元年7月1日より敷地内禁煙となるものであります。一方で、同じ敷地内にある市役所駐車場は健康増進法の規定では第二種施設に該当し、同法に基づく禁煙の実施時期は令和2年4月1日からとなりますが、本年7月1日から本庁舎と一体的に市役所敷地内での喫煙を全面的に禁止するため、弘前市役所駐車場条例第7条、行為の禁止の項に喫煙を行うことを追加するものであります。

説明は以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○17番（鶴ヶ谷慶市委員） まず確認したいのが、弘前市役所駐車場ということで、岩木庁舎とか相馬とか出張所等の駐車場は入っていないということで理解していいですか。まず、第1点。

○管財課長（工藤 浩） 今回の条例改正は、そちらにあります市役所の本庁舎内の立体駐車場のみとなります。

○17番（鶴ヶ谷慶市委員） 今回のこの駐車場条例の一部を改正する点について、今、一種だとか二種だとかという話が出ましたけれども、ちょっと厚労省のホームページを見てみますと、今の話でいくと、駐車場は第二種施設ということになっているようで、ただ、これホームページでとったのですけれども、アスタリスク1で、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所には喫煙場所を設置することができると。括弧して特定屋外喫煙場所ということになっています。それで、この喫煙ルールの第二種のところには、喫煙専用室のみ喫煙可というふうにも出ております。

これ、見でもうわがってらど思うのだけれども、ということで、こういうのを一切考慮しないで弘前では駐車場での全面的な禁煙にするのか。その辺、どうなのかをお聞きします。

○管財課長（工藤 浩） 喫煙に関しましては、さまざまな考え方があることは理解しておりますけれども、市の方針といたしましては、受動喫煙を防ぐのはもちろんのこと、喫煙者自身の健康被害を減少させていくことが、市民の喫煙率を下げていくことも重要であると考えております。そして、新たな喫煙所を設置するということは、分煙対策になる一方で、たばこを吸う機会を提供することにもなりますので、市が主体となって喫煙所を設置することは検討しておりません。

市としたしましては、健康寿命や平均寿命の延伸に取り組んでいるという観点から喫煙所を設けるのではなく、禁煙対策などの健康増進に取り組んでいきたいというふうに考えております。御理解をお願いしたいと思っております。

○17番（鶴ヶ谷慶市委員） まだちょっと理解できないのだけれども、確かに健康増進法に基づいてたばこは余り、たばこは体に悪いよと、それは私もわかります。その辺については、十分理解していますけれども、こういうぐあいにはちゃんと厚労省の、国の機関のホームページの中に設置することができるかとあるのですよ。健康のためにだとかなんとかということも、それはわかるのだけれども、設置することができるのであれば、ちゃんとしたところに、例えば、今は駐車場条例の一部改正ですから、駐車場のところに吸わない人に迷惑がかからないような場所に喫煙場所をやってもいいのではないのかなと。たばこ税の話ですればお叱りをこうむるかもしれませんが、年々落ちていますが、ことしあたりも13億円ぐらいの収入を盛っているわけです。

私は、たばこを吸う人の、本当はこの健康の問題で、またお叱りをこうむるかもしれませんが、たばこを吸う人、喫煙愛好の方のことも考えねばまねでないべがなと。恐らく、たばこを吸われる人は健康に悪いのだとわかっていてものもんではないかと思うのです。いろいろなストレス解消だとかなんとかあるかと思えますけれども、もう1回言いますけれども、このアスタリスク1には、必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができるというふうにありますので、ここでばつと全面禁煙ということなく、やることは考えられないかどうか。

○管財課長（工藤 浩） 大変申しわけございません。繰り返しになりますけれども、やはり市としては、喫煙所を設けるということではなくて、市民の喫煙率を上げていくと、禁煙対策を進めていきたいということで考えておりましたので、何とぞお願いしたいと思います。

○17番（鶴ヶ谷慶市委員） そういうふうに言われることは、私も十分想定しては、多分そうではないかなと思っていましたけれども、せば何でこの厚労省で、厚労省のホームページの中にこういうのが書いてあるのか。世の流れかもわがねけれども、一応こういうふうな国のホームページにもこういうふうに出ていますので、考慮していただきたいという思いがあります。要望もあるけれども、意見だけで。

○22番（佐藤 哲委員） まず、先ほどの答弁を聞いて、もう一度ちゃんと聞きますけれども、弘前市役所駐車場というのは、岩木庁舎あたりは市役所の駐車場にはならないわけですか。まず、その辺からお聞きしたいと思います。

○管財課長（工藤 浩） 今回の条例改正の弘前市役所駐車場というのは、こちらの隣の立体駐車場を指しております。その施設を条例で定めておまして、それについての今回、改正の部分でございます。

○22番（佐藤 哲委員） 理由の一つに、受動喫煙云々かんぬんという話がありましたけれども、そうすると、受動喫煙というふうになると、岩木庁舎であろうが相馬庁舎であろうが、みんな受動喫煙はあるのでありまして、私は理由にはならないというふうに考えます。この辺が一つです。

それから、仮にその受動喫煙云々の理由づけをするのであれば、車に乗った状態でたばこを吸ってれば、これはどうなるのか。例えば、車を置いてすぐ車を発車すればともかくとして、最近、市民会館でイベントがあれば1時間くらい待たされたりしていらいらするのを落ちつかせるために、わざわざ車の中でたばこを吸わねばまね人だっている。となると、車の中というのは、これは市役所の駐車場とはどう関係してくるのか。

それと、これを出すのであれば、スムーズに市役所の立体駐車場から車を出させるために、管理委託している市役所のイベントをやっている会社に対して、もっと人員を配置して、車をスムーズに出すことまでも考えるべきが本当ではないかと考えるわけですが、どう考え

ますか。

○管財課長（工藤 浩） まず、1点目ですけれども、今回は市役所の立体駐車場についてということですが、それとは別に、本庁舎につきましては、健康増進法に基づきまして、とし7月1日から敷地内禁煙ということになります。岩木庁舎、相馬庁舎等でありますけれども、それらも法の趣旨に基づいてそれぞれの所管部、所管課のほうで判断していただいて禁煙対策を進めていくということになります。

2点目、駐車場内の車両の中での喫煙はどうかということでありますけれども、今回の条例で駐車場内の喫煙を禁止するというので、駐車場内の駐車している車両もそうですし、走行中の車両も全て禁煙ということになります。

3点目、立体駐車場なのですけれども、市民会館等でコンサートなどイベント開催時、駐車場から車を出す際に渋滞してなかなか出られないという状況で多くの方に御迷惑をおかけしており、申しわけないというふうに考えております。こちらのほうは、今回の条例改正とは別になりますけれども、イベント時でもスムーズに車両を出せるように対策を考えていきたいと思っております。

○22番（佐藤 哲委員） 私は、庁舎内の各部署の禁煙対策について質問していたわけではなくて、駐車場に関してだけを捉えているわけです。その駐車場内、今回のこれは本来であれば弘前市役所駐車場条例と書くのでなくて、ちゃんと弘前市本庁舎駐車場というふうに明記するのがわかりやすく、条例案としては、はっきりするのだろうとは思いますが、いずれにせよ、個人の持つ資産の車の中であつてもたばこを吸うというふうにするのであれば、駐車場内走行時及び駐車時においても禁煙、たばこ禁止というふうに明記しておくのが真っ当であるし、市民に対するサービスだと思いますけれども、その辺について答弁を聞いて終わります。

○管財課長（工藤 浩） 駐車場の車内での喫煙につきましては、駐車場のどこの部分であっても駐車場内であれば喫煙を禁止しますということですので、車の内外を問わず禁止ということで、今回の条文で問題がないものと認識しております。

○21番（三上秋雄委員） 今、課長の話聞いて役所内、岩木の駐車場は入っていないのだという話になれば、さっき課長が、禁煙にするという理由にちょっと合わないのではないかと。健康を、皆さんにやるのだという話からいけば、やるのだと言ったら全部やるのが筋ではないか。それとあと一つ、罰則はないのか、これは。その二つ。

○管財課長（工藤 浩） 今回の条例改正を行います駐車場は、こちらの隣の立体駐車場なのですけれども、公の施設ということで、市民を問わずどなたでも一定の料金を支払えば利用できる施設ということで条例で定めているものでございまして、岩木の駐車場ということになりますと、庁舎と一体となった敷地内の駐車場ということになりますので、そちらは健康増進法の規定に基づいて原則7月1日から敷地内禁煙という考え方に基づいて対応することになります。

あとは、罰則ですけれども、今回の駐車場に関しましては、特に罰則はございません。ただ条例の中で、たばこを吸うことの行為の禁止、あるいは車の出庫、あるいは人の退場といったものを命じることができることになります。あとは健康増進法でいきますと、来年の4月1日以降は罰則が適用される場合もございまして、指導、勧告、命令、それで最後は過料ということに、金銭的な罰則ということになりまして、その場合は、たばこを吸ってはいけない場所でたばこを吸った個人に対しましては30万円以下の過料が課されることになります。来年の4月以降になります。

○21番（三上秋雄委員） もう1回聞きます。確かに、ここは料金を取ってという話でこの条例

がはまると。だけれども、課長が言うように、健康を考えるのだという理由からいけば、役所の施設内というのはやっぱり禁煙にするのが筋でないかという話、それが有料かどうかという話でなく、市としてこの禁煙というあれをやっていくと、進めるというのであればそれが本当の筋だと思いますけれども、そこが、逃げるものがあるようなものをつくるのではなくて、やるならきちんとやればいいし、さっきしゃべるようにそうでなければ喫煙する場所を設けてやるとか、片方はそういうふうにする、片方はいいのだというのはちょっとやり方として納得できないのだけれども、最後にそれを聞いて……。

○財務部長（須郷雅憲） 当市の喫煙対策につきましては、健康増進課で所管している方針・計画の関係で、段階的に全面禁煙に向けての取り組みを現在進めております。それから、今回、法の改正もありまして、本庁舎は7月1日、それに合わせて今回の条例改正となっております。

ほかの施設につきましては、例えば岩木庁舎につきましては、車をとめているスペースというのは、庁舎と一体となった行政機関の敷地ですので、そこは7月1日から全面禁煙ということになります。ほかの施設につきましても、順次、それぞれの事情がございますけれども、段階的に、最終的には全面禁煙、喫煙場所は原則としては設置しないという方針であります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入れかえ〕

議案第15号 工事請負契約の締結について（平成31年度弘前市運動公園陸上競技場改修工事）

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第15号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤石 仁） 議案第15号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

工事名称は、平成31年度弘前市運動公園陸上競技場改修工事で、工事場所は弘前市大字豊田二丁目地内であります。

本工事は、陸上競技場の走路トラックの全面改修等を行うものであります。

工事の概要は、ウレタン舗装の切削及び新たな舗装材を張り合わせる工事のほか、附帯施設の工事などを行うもので、契約金額は2億6400万円、契約の相手方は長谷川体育施設株式会社

青森営業所、竣工期限を令和2年3月25日として契約を締結しようとするものであります。

以上でございます。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○12番（尾崎寿一委員） 非常に、全体的に劣化してきたからということでありますけれども、今まで何回か、いわゆる改修をしたと記憶しておりますけれども、どういう形でやってあったものか。まず伺います。

○市民生活部理事（加藤裕敏） ただいまの尾崎委員の御質問にお答えいたします。

平成26年につきましても、今回と同じようなオーバーレイということで、その際は1コース、2コース、損傷の激しいコースだけを前回はオーバーレイしております。そのほか、昭和55年に供用開始されて以来、平成7年に全天候型トラックということで、今のウレタンの走路に改修しております。そのほか、細々とした陸上競技連盟の規則改正に伴う走行路の変更とかスタートの場所の変更等、5年に1回程度の2種公認の際に工事を実施してまいりました。

○12番（尾崎寿一委員） 2種公認に更新ということでありますので、2種公認といえどどのような大会まで誘致できるものか伺いたいと思います。

○市民生活部理事（加藤裕敏） 2種公認であります、全国大会規模まで開催できるものと承知しております。

○23番（越 明男委員） では、大きく2回に分けて質疑をさせていただきたいと思っております。説明が簡潔であれば、2回で終わるのではないかなど。よろしくお願ひします。

まず最初に、1回目、一つは3月の予算措置がどうだったのかということをおちょっと説明していただければと、3月の予算措置。款項目とそれから予算措置をした金額、これ確認したいと思ひます、一つ。

それから二つ目、今、尾崎委員も少しお話ししたのですけれども、このいただいた資料の工事施工理由のところを何点か伺ひしたいのです。まず一つ、尾崎委員も指摘した劣化、だから改修だというのは私もわかるのだ。次のウレタンというのがわからない、ウレタン。これ陸上競技場などの特殊な設備といいましょうか、附帯工事なのかもしれませんけれども、ウレタンの摩耗が激しいとあるのですけれども、これ5年に1回更新という話があったので、一定程度理解できましたけれども、ウレタンについて少し説明していただけませんか。そのウレタンが、今ある陸上競技場の、これトラックですか、トラック以外もありますね、それも含めて。

次にもう一つ、施工理由のところ二つ目。日本陸上競技連盟から全面改修が必要との指摘を受けたと。これ、どう理解すればいいのですか。陸上競技場の設置目的、設置というのは、我々、市が決めますよね、市が決めるでしょう、この陸上競技場を設置しますと。陸上競技連盟というのは競技団体でしょう。では、競技団体が、全面改修が必要だというのが、これわがね。これ、説明してくれませんか。そうすると、陸上競技連盟は施設の設置、改修、リニューアル、新しいのをつくれというところまで、いろいろと各自治体に指導しているということですか。そこら辺をちょっと。

最後、3点目。これ今、尾崎委員からちょっと説明されて、2種とは何だと。私は、もっと原点に返って、そもそも。それで、2種があるということは1種もあるということですね。これ、2種というのが弘前にふさわしいということですか。それとも、1種にはなぜ及ばないのですか。それで、青森県に1種というのはあるのですか。2種で全国大会も開けると言ったのだけれども、私、いろいろスポーツ観戦が好きな議員から見ると、全国の陸上大会、2種でやったというのは事実としてあるのですか、担当課で。それから、青森県内も含めて、もしわか

れば東北あたりで1種が何カ所あるかというあたりも含めて、青森が1種ですか、ちょっとわからない、そこら辺ひとつ。

それから、最後に3点目、これ契約案件ですから、金額ばかり、金額にどうしても目が行かざるを得ないのですけれども、契約案件ですから。庁内の、検討して今に、提案までの経過について少し確認したいのですけれども、この執行書の資料を見ると、設計担当課は土木課となっている、土木課。これはこれまでもスポーツ関係のこういう施設は、当市は土木課がずっと責任を負って担当してきたということですか。設計担当ということですから、土木課のスタッフの充実度というか、ちょっとお聞きしたいですね。このスポーツ施設を設計担当するのにこの技術者がこういうふうは何人いて、こういう形で土木で責任を持って設計しますとかなんとか。それから、発注担当課が文化スポーツ課とあります。今、加藤理事から説明がありましたとおりなものですから、この施設の管理・責任・運営等々については文化スポーツ課が主管、担当課ということでもいいですか。今はこれは指定管理者は体協でしたか、指定管理の状況、それもちょっと伺っておきます。以上、最初に大きく3点で。

○市民生活部理事（加藤裕敏） 越委員の御質問にお答えいたします。3月の予算措置であります。10款5項2目体育施設費、工事請負費から予算額2億7687万円で計上しております。

走路のウレタンというのは何なのかということですが、陸上競技場、以前は土のグラウンド、公園の陸上競技場と同じ土のグラウンドでしたが、全天候型ということで、多少の降雨でも走れるということで、滑らないということで〔資料掲示〕こういう茶色い発砲ウレタンのゴム素材のようなものを全面的に敷いて滑らないようにしております。また走路以外にも走り高跳びとかやり投げとかの走路、陸上競技場、1周400メートルの走路になっていますが、その半円のところ、そこもこの素材で走りやすくしております。

次に、2種公認とはということなのですが、1種公認については日本陸上競技連盟のほうで指定しているというか、大会に応じて記録とか、施設の状況によって順番を決めております。ちなみに青森県では、今、安田のほうにつくっております青森の新総合運動公園につきまして、第1種をとる予定で今現在工事中であります。以前使っていたもとの、昔の陸上競技場につきましては、施設が古くなったということで今4種になっております。

県内の状況ですが、青森県内では、1種は今安田につくっている新総合運動公園の陸上競技場、2種につきましては弘前市とむつ市、3種につきましては八戸、東北町の昔の総合公園です。あとは最近、平川市にできました陸上競技場につきましては第4種ということになっていきます。

そのすみ分けなのですけれども、陸上競技場、400メートルのレーンがありますが、1種、2種につきましては、8レーンまたは9レーンということになっていきます。あと、走路につきましては、1種と2種につきましては写真判定装置——競馬とかでやっている100分の1秒まで見られるような写真判定装置でゴールを計測しております。あとは、1種につきましてはサブトラック、全天候型のサブトラック、400メートルがなければ1種にできないものです。もとの陸上競技場につきましては、県の前の陸上競技場につきましては、その400メートルのサブトラックがなかったので、今新しいところにサブトラックを併設したやつをつくるということです。あとは細々、ハードルとかいろいろな基準があるのですけれども、もろもろ1種から4種まで陸上競技連盟のほうで基準を設けているものであります。

また、陸上競技連盟のほうの言いなりではないかという御指摘だと思っておりますが、陸上競技連盟のほうで、陸上競技場がその公認を得ていないと、例えば100メートル10秒を切った選手

がいても日本記録にはならないとか、その記録が正式なものにならないということで上位大会、例えば県の予選で、例えばいい記録を出してもオリンピックに行けないとか、そういう基準がありますので、陸上競技連盟のほうで5年に1回、2種公認をしています。その前に見ていただいて、ふぐあいにつきましては御指摘をいただいて、その更新に合わせて自治体のほうで改修するということになります。

指定管理につきましては、弘前市体育協会が運動公園、陸上競技場を含める野球場、多目的広場、弓道場、トレーニングセンターを指定管理ということで管理運営しております。

○土木課長補佐（工藤昭仁） 私のほうからは、設計課の土木課の職員の対応というふうな、充実等はどうかというお問い合わせにお答えいたします。

設計は改良系のほうで行っております。係員7名が、今回のような他課依頼の案件につきまして対応しております。今回のトラックの改修を初め、ほかの体育施設の改修につきましても係員が対応しております。

○市民生活部理事（加藤裕敏） 答弁漏れがありました。

運動公園の担当課につきましては、文化スポーツ課が担当で、所管して担当しております。管理、監督しております。

○23番（越 明男委員） 契約課長がおいでですから、2回目の一つ、いただいた資料、随意契約見積執行書。落札率95.35%、これはやっぱり質疑に入れざるを得ないでしょう。入札及び契約について。後からもちょっと、質疑も一つありますけれども、95.35%といたらかなり高い歩どまりでしょう、高いでしょう。最近、80以上あれば、80でいいのだとか、85でいいのだとかという、一時いろいろな官製談合がはびこったときに、いやいや85だという専門家もいたり、裁判なんかになると、いやいや80でいいんだねという主張をする原告もいたりだとかと、ちょっと垣間見たこともあるのですけれども。95.35%という落札率、しかもこれ後で述べるように随意契約といった絡みもちょっとありますので、高いなど。何を根拠に高いと言うのかという、高いと思うはんで高いのだと言うしかちょっとないのだけれども、80、85あたり。これ競争入札でないものだから、そんな思いを市民的にも、また議員としてもちょっと思うので、ここは少し契約課長のほうから、コメント、部長でもいいし——部長がしゃべれば早く終わるかもわからないし。ここはひとつお願いします。

今のとあわせて随意契約の問題だのさ。随意契約だものだから、1者しかないものだから、金額、これはあれでしょう、先ほど来、議論になっている日本陸上競技連盟あたりのところから技術部門、いろいろな見積もり、スタート部分があるのだらうと思うのです。僕それちょっときょう勉強してこなかったけれども。そこの関係で、青森県弘前市の場合には、何メートルトラックで何をどうやるのかといたら、どのぐらいの金額かというのは、この会社だったらすぐわかるシステムになっているのかなど。そう思うと、随意契約でいいのだかというのが出てくるし、先ほどの質疑の落札率95.35%って、当市としても鋭く鋭く分析して対応してきたのだらうと思うけれども、そこら辺、少し二つ絡めた形で契約課長のほうに私のほうで伺っておきたいというふうに思います。

それから、三つ目、この会社の長谷川ですけれども、これ全国区の業者でしょう、恐らく。市営球場、野球場に行くとライト側のほうだけに、市のほうに、あのお金は市に来るのですか。広告料あるでしょう、長谷川体育施設、ライトスタンド側のほうに。これちょっと関連で聞くのだけれども、どのくらい体育施設の広告料として、どこに入っているのかも含めて、何ぼ入っているのかも含めて。これ、おらほうでこうだということは、長谷川体育施設は、多分1種

あたりの秋田の何とか球場だとか、岩手の何とか陸上競技場だとかというあたりのところに、広告料をいっぱい出しているがもわがねな。随意契約、高い落札、一者指名、全国区、そこから広告料をもらってこの会社にまた工事をしてもらおうというのは、何かしらの癒着的なものも市民的にはちょっとクエスチョンマークを持たざるを得ないなという、私は癒着的な部分があるなんて言っているのではなくて、客観的に出てくる要素があるではないですかと指摘したいのですよ。また、指摘している方もいるのですよ、実際問題、体育関係者の人たちの中で。そこから辺はどういうふうな認識というか、対応をとっているのかというあたりのところ、後半の部分をまとめておきますので、ひとついい回答を、びしっとしたまとめた形で。

○契約課長（黒沼立真） まず、1点目の、落札率が高いのではないかという関係です。これ競争入札に関してなのですけれども、平成28年度は平均した落札率が95.49%、同じく29年度が94.09%、30年度はちょっと下がっているのですけれども、30年度が90.54%、同じく一者の随意契約の平均落札率は平成28年度が96.16%、平成29年度が95.94%、平成30年度が95.27%というふうになっています。今の数字と比較した場合に、確かに委員おっしゃるとおり、競争入札の面で、30年度でいけば90%ちょっとなので、それに比べれば高いということにはなるのですけれども、この3年間を見た場合に特別高いかと言われると、契約課としてはそういう認識は持っておりません。

もう1点の随契のほうはどうなのかと、考え方ということになると思うのですけれども、弘前市一者随契のガイドラインというのを我々のほうでつくっておきまして、その中の一者随意契約を行うことができる場合の、基準の2の(1)のオのところこれが一番該当するのではないかなというふうに考えたのですけれども、今回のやつというのは2種の公認を更新すると、これがまず一つの一番の目的であると思いますので、既存の機械設備、情報システム等と、これシステムにはなっていないのですけれども、接続した設備等の整備工事等で既存の設備、システム等の機能を損なうことなく契約の目的を達成するためには、契約の相手方が特定されるものと、ここに該当すると考えまして、このたびの案件に関しては一者随契もやむを得ないものというふうに認識しております。

○市民生活部理事（加藤裕敏） 越委員の広告料ということでございます。野球場のほうに、外野の外周フェンス及び内野のスタンドの脇のほうに何社か、十数社の広告を出しております。外野の外周フェンスの広告料につきましては詳しい資料は今ちょっとないのですが、30万円から40万円の間で1年間で契約して広告を出しております。

癒着的なものがあるのではないかということですが、そういうことはありません、ないものであります。あとはその一者随契そのものですが、先ほども申しましたが、陸上競技場、昭和55年に供用開始されております。昭和55年に設計からつくったのが長谷川体育施設ということで、先ほども申しましたが、以来5年ごとの2種公認について長谷川体育施設のほうに工事というか、依頼しているものであります。また平成7年の全天候トラックへの移行の際も長谷川体育施設のほうに依頼して全天候のトラックにしたものであります。その際、長谷川体育施設の登録商品であるレジデンスクロスというウレタン素材を使っておりまして、今回削って盛るとのことなのですが、同じ素材でないと先ほども申しました世界陸上競技連盟のほうの記録として認められないということから、長谷川体育施設の製品であるレゼンエースをそのまま盛り上げるものであります。

○委員長（工藤光志委員） 審査の途中でありますが、暫時休憩いたします。

【午前11時17分 休憩】

市民からの委員会傍聴の申し入れに対し、委員長において許可したところである。

【午前11時18分 開議】

- 委員長（工藤光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 市民生活部理事（加藤裕敏）（続） 先ほどの運動公園の野球場に係る広告料でございます。三十数万円と申しましたが、32万220円で契約しております。契約額につきましては、消費税及び地方消費税等も入った額となっております。この使用料につきましては、市の歳入として市の会計のほうに納入されております。
- 5番（富士文敏委員） 1点だけ。そもそも随意契約の理由として、今まで長谷川体育施設のものを使ってきたということだったのですが、私、この製品をちょっと見まして、2種公認を取るためにこのレジンエースという長谷川体育施設で施工販売しているわけですが、2種公認を取るためには、この長谷川体育施設で扱っている製品以外のものもあるわけですか。そこについてちょっと。
- 市民生活部理事（加藤裕敏） 長谷川体育施設以外にでも何社か同じようなそういう素材を出していますが、その会社ごとによって製品の名前とかは異なっております。
- 5番（富士文敏委員） そうすると、先ほどの答弁の中で、今まで長谷川体育施設が、例えば平成7年から全面施工してきたとか、一部改修も長谷川体育施設のものを使ってきた経緯があって、それを使わなければまた施工ができないという話だったのですが、例えばこれだけの金をかけて長谷川体育施設のこの製品でなくて、別なものをやるという案というかそういう考えはなかったのでしょうか。
- 市民生活部理事（加藤裕敏） 今の富士委員の御質問であります。長谷川体育施設以外の製品ということは考えなかったのかということではありますが、長谷川体育施設以外のものを使用するということになると、下地まで全部剥いでしまって新しい会社のものを盛るということになると、経費が非常に高額になるということから、長谷川体育施設のものを、今、委員が持っているやつを何ミリか剥いでまた盛るという形が一番安いということで、こちらのほうの製品にしたものであります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）
- 17番（鶴ヶ谷慶市委員） 契約金額が随契の2億6400万円ですか。これでも随契やれるはんでいいのだけれども、説明はいいです、一者になった理由も当初説明していただきましたので。ただこれ、金額もそうですけれども、この一者の随意契約に対して運用基準みたいなものがあるかと思うのです。例えば、こういうところはこうさねばまいねとかなんとか。何点かあるかと思いますが、簡単に説明していただければ。
- 契約課長（黒沼立真） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、繰り返しのなっていますが、一者随契のガイドラインに入る前に、法令としては地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、まずこれに該当になります。さらに、先ほど申し上げました弘前市一者随意契約ガイドラインのどこに該当するのかという部分では、2の(1)の、先ほどオの部分を上上げたのですけれども、まずオの部分としては、既存の設備、システム等の機能を損なうことなく

契約の目的を達成するためには契約相手方を特定されると。(「オの部分かわからない」と呼ぶ者あり) もう一つの部分としては、今実際、長谷川体育施設でやっている既存の部分ということになりますので、仮にこれを他の業者が施工して何かふぐあいがあったときに責任区分が不明確になりまして、故障発生時の原因究明などが困難になるおそれがあると、ここの部分にも該当するのかなというふうに考えております。

○17番(鶴ヶ谷慶市委員) 今、アとかオとかと言われましたけれども、私らにはそういう資料は一切来ていないので、後でよろしいのでその運用に対する基準みたいなもの、今、ガイドラインとか言われましたけれども、その辺、もしペーパーがあればお願いしたいなと思います。

それともう一つです。これ見ると、抜群の耐候性、抜群と書いているのです。これで二十何年ぶりか(「5年に1回」と呼ぶ者あり) そんなものなのですか、抜群の耐候性、耐スパイク性、機械施工による均一仕上げ、これ業者の宣伝文句でおいしいことばかり書いていると思うのですけれども、その割に、私の感覚であれば、半永久的に使えるということはないと思いますけれども、何年ぐらい見ているのですか。

○市民生活部理事(加藤裕敏) 委員おっしゃったことであります。陸上のスパイクなのですけれども、昔、車のスタッドレスタイヤになる前の車、スパイクタイヤがあります。スパイクタイヤのスパイクでここを走っているようなものでございます。ちなみに、弘前市内において陸上競技場、全天候のトラックがあるのは運動公園だけとなっております。小連体から中体連、インターハイ全て市内の子供たち、大学生、社会人なんかも陸上競技場で練習していることから非常に摩耗については激しくなるということが予想……これは塗ったばかりなのでこうなのですけれども、使用の度合いに応じては非常に激しくなることから、前もこの説明を申し上げましたが、1レーンと2レーン、一番走っているというか使用頻度の高い1レーンと2レーンを前回オーバーレイした施行修理であります。

○委員長(工藤光志委員) 委員長よりお願いがございます。

私もガイドラインとかそういうふうな資料は、全委員の方に配付していただきたいというふうに思いますので、私も見たいと思いますのでよろしくお願ひします。

○21番(三上秋雄委員) 一つだけ。今、寄附しているのだと、野球場でしたか。看板をこう出しているのだという。それ、いつごろからこの会社は出したのですか。

○市民生活部理事(加藤裕敏) 野球場ができた平成29年です。

○21番(三上秋雄委員) 普通、もうそろそろ工事が始まるのかなという時期にやったのかなと思ったら、29年ということで。工事の会社は、話を聞くとずっと前から陸上の一部改修と違ってずっとやってきたのだという話を今聞いて、ああ、なるほどなと思って聞いていたわけですが、この一者でやる理由というのが説明があったわけですが、例えばですよ、工法としてはこのウレタンをこの板のほうにやるというのは大体こうみんな似ているものなのか、ここの会社のものが特別なのか。そこだけちょっと聞いておきたい。

○市民生活部理事(加藤裕敏) ウレタンのこの吹きつけにつきましては、吹きつけの機械のようなもので吹いてやるということで、前回確認しておりますけれども、他社については私見していないのでちょっとわからないのですけれども、同じような工法でやるのではないかと思っております。

○21番(三上秋雄委員) 今、理事、他社でも同じようなやり方でやるのでないかと言えば、大体性能というのは、そんなにこう1カ所につけられないというのが普通だと思いますよね。となると、確かに今までやってきているふぐあいがあればまいねのだという説明で今随契という

ことになっているという説明を受けたわけですけれども、性能的に変わらない、普通みんな吹きつけ、おそらく全国に何社かあるかと思えますけれども、吹きつけというのはみんな同じだと思いますよね、大体。そうすれば、この板、ほかでやると板を壊さねばまいねとか、さっき説明があったのですけれども、実際そうなのですか。ほかに出すと板を壊さないとまいねとか、それはどうなのですか。

○市民生活部理事（加藤裕敏） 今、三上委員の御質問であります、こちらのほうのレジンエースの見本であります、今回の工事につきましては、上のほう何ミリかを掘削してその上に同じくらいの厚さで盛るといふ工事があります。仮に、他社の製品を使った場合、同じように掘削してまた盛り直した場合においては、陸上競技連盟のほうにおいてその陸上競技場で出された記録が公認とならないということから、随意契約で長谷川体育施設の製品を使うということです。他社の製品を使うということであれば、全面的に掘削して新たにこれを吹きつけするという工事になると思うのですが、そうなれば工事の費用が高額となることから、今回の上面数ミリ削って盛り直するという工程を選んだものです。

○21番（三上秋雄委員） 今、ほかのものもあるのではないかと、ほかのもの。ではよその会社のものはどのくらいかかるというのは出したのですか。随契でやるのであったら比較のものをきちんと出してねば、随契というのはちょっと無理があると思えますので、そこだけ聞いて終わります。

○市民生活部理事（加藤裕敏） 当課のほうで担当課のほうに依頼して設計していただいた額が、全面改修を実施した場合の額が5億5000万円程度というふうになっております。

○21番（三上秋雄委員） もう1回だけ。最後にします。

今、5億何ぼという、全面改修というのは、例えばこれからいけば全面改修でこういう事業がなくて2億何ぼと出ますよね、いろいろな工事やるに。ではなくて、トラックだけやれば5億何ぼかかるという、どっちなのか。

○市民生活部理事（加藤裕敏） トラックの走路の下地、全て剥ぎ取って、走路からいろいろなところ、まあ、これが張ってあるところを、長谷川体育施設の物を全て剥ぎ取って他社の製品を吹きつけた場合は5億円程度だと伺っております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者退室〕

請願第1号 米軍基地負担の軽減と日米地位協定の見直しを求める請願

○委員長（工藤光志委員） 最後に、請願第1号米軍基地負担の軽減と日米地位協定の見直しを求める請願を審査に供します。

討論の前に、何か確認したいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 発言なしと認めます。

これより討論を行います。

本請願に対し、御意見ございませんか。

○23番（越 明男委員） 紹介議員でもありますので、請願賛成の立場から少しだけ手短かに賛同の意を表明したいと思います。

全体として今請願は、日本に配置されている米軍基地そのものが異常な形で配置されているということがやっぱり大きな問題だというふうに思っております。この異常な米軍基地の特権をただすということが、今、沖縄を初めとして全国的な問題になってきていると。それで、本請願の趣旨になっていると理解するわけでありまして、以下、私のほうは、賛同の意を前提にして、二つほど事実あるいは意見を述べておきたいというふうに思います。

一つは、この資料で我々の手元に請願者のほうから提供されました、昨年4月27日の全国知事会からの米軍基地負担に関する提言の資料ですね。これは非常に示唆に富んだ極めて大事な資料だと思って改めて見ておりました。全国知事会のもとに研究会を6回ほど開いて精査してきたという文言に始まっておりまして、私は、ここで提言されている4点目をきょうは皆さん方に御披瀝したい、また強調したいと思うのです。ここで、四つ目のところで、日米地位協定の部分に触れておりまして、締結以来一度も改定されていないということが一つ、国内法の適用あるいは地方自治体の基地立入権がないという部分を指摘しているわけですね。これが私、先ほど話をした米軍基地が異常な特権を持った形で日本全土に配置されている、これをやっぱり軽減することが大事なのだろうと、これ一つ主張しておきたいと思っております。

それから二つ目に、請願者のところでも、請願者も強調しておりますけれども、我が青森県・郷土、三沢に米軍基地が配置されているわけですが、非常に看過できない大きな問題が相次いで起きておりますね。昨年2月、F16戦闘機の燃料タンク投棄、小川原湖、これは関係者に対して改めて米軍基地の存在と、この事故のないようにしてほしいという県民の願いが詰まった事件でありました。風力発電のそばを航空法の高度基準に反する低空飛行を、特に青森県も含む北海道・東北で米軍が行われていると。これもインターネットの動画サイトなどで明らかになっている、こういう不安な状況が我が青森県でもあるという点を請願者は指摘しているわけでありまして。

全体、全国的に見ての異常な米軍基地の特権、それに基づく県内のさまざま懸念される諸事情、諸事件、この二つの部分を私のほうは指摘して、請願者からの請願については、ぜひひとつ今委員会で採択をしていただければありがたいなという点をお話ししておきます。

○5番（富士文敏委員） 私のほうからは、本請願に対して不採択の立場で意見を申し上げます。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力を向上させていくことは、日本の安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である一方、依然として基地問題に起因する騒音問題、在日米軍人における事件や

事故など、米軍基地の存在が周辺住民の安全安心を脅かし、所在自治体に過大な負担を強いている側面があることも十分認識するところであります。

しかしながら、元来、米軍基地負担並びに日米地位協定にかかわる事項については、安全保障と外交の問題として国政の場で議論されるべきものであることから、地方議会として賛否や意見の表明は差し控えるべきであると考えます。

以上のことから、本請願は不採択とすべきであると考えます。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願は、採択すべきとの意見と不採択にすべきであるとの意見があります。

なお、採決は、起立により行いますが、起立しない者は不採択とみなします。

本請願は、趣旨妥当と認め、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（工藤光志委員） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時39分 散会】